児童手当て制度がスタート

認定請求の受け付けは10月1日から

第三子以降に月三千円

初年度は満五歳未満まで支給

児童福祉の増進と生活の安定をはかるため発足する児童手当て制度は、いよいよ明年一月一日から実施されることになりこの十月一日からその認定請求の受け付けがはじまります。そこでこの制度の実施にあたり、主な点について次によりご紹介してみましょう。

支給を受けられる人の要件

児童手当ての支給を受けるには、次の四つの要件が必要です。

(1) 義務教育終了前の児童を含む三人以上で十八歳未満の児童を監護すること

(2) 右の児童と一定の生計関係にあること

(3) 日本国内に住所を有すること

(4) 日本国内に住所を有すること

ただし、前年の所得が一定限度以上（たとえば昨年の収入が二百万円者で扶養親族等五人の場合）の人は、この該当者から除かれます。

また、この制度は初めての制度で、相当の財源が必要であるため、対象範囲を次のように段階的に拡大することになっています。

最初の年

（自昭和47年1月1日　至昭和48年3月31日）

昭和四十二年一月一日以後に生まれた児童（五歳未満）に支給

二年目

（自昭和48年4月1日　至昭和49年3月31日）

昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童（十歳未満）に支給

三年目

昭和四十九年四月一日から義務教育終了前の児童となります（十八歳未満）

児童手当ての額と支給方法

◇支給金額

義務教育終了前の児童一人につき月額三千円と決められ、三人目以降の児童の数を乗じて支給することになっています。

例えば昭和四十七年一月一日現在で十八歳未満の児童を四人養育している人には、そのうち一人が五歳未満であれば月三千円、二人が五歳未満であれば六千円となります。

児童手当ての支給は市町村で行ないますが、支給を受ける権利は、市町村長に対して認定の請求をし、その認定を受けることによってはじめて発生することになり、また権利が発生するのは、認定請求をした日の翌月からとなっています。

従って、認定請求の手続をせずにいくらでも支給は受けられません。

また、これらの手続は、市町村が毎年一、六、十月の三期に分けて、それぞれ前月までの児童手当てを支払いますが、ただし、初年度に限り、二月分を三月に支給することになっています。

児童手当ての支給は市町村長が認定した日の翌月から支給されます。

なお、国家・地方公務員、三公社職員に支給する児童手当ては、認定および支給はそれぞれのところで直接とり扱います。

区分	被用者に支給する費用	非被用者に支給する費用
事業主	10分の7	
国	10分の2	6分の4
都道府県	10分の0.5	6分の1
市町村	10分の0.5	6分の1

快適な生活環境造る下水道

でもまだまだの普及率

下水道の建設を促進して、水質公害のない快適な生活環境を……と「全国下水道促進デー」が毎年九月十日と定められ、推進されていますが、当市でも、たん水解消に来年度実施予定の都市下水路事業を、今年度に繰り上げて実施して、また、来年度からはこの工事を公共下水道事業に切り替えて本格的に推進するなど住みよい都市環境づくりに積極的に取り組んでいます。そこで市民各位からこの下水道事業について少しでも理解してもらうため、下水道の普及状況やその働きなどについて次によりお知らせします。

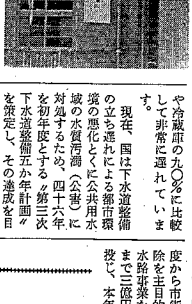

わが国の下水道の普及率は★★総人口に対し二二%★市街地人口に対し三四・七%★市街地面積に対し二二・八%で、水道の七九%、電気洗濯機や冷蔵庫の九〇%に比較して非常に遅れています。

現在、国は下水道整備の立遅れによる都市環境の悪化とくに公共用水域の水質汚濁（公害）に対処するため、四十六年を初年度とする〝第三次下水道整備五カ年計画〟を策定し、その遂成を目標に下水道事業の積極的推進をはかっています。

当市では、昭和四十年度から市街地のたん水排除を主目的とした都市下水路事業をはじめ、これまで三億円近くの巨費を投じて、本年で主要幹線の管路工事を終了する予定です。また、来年度から公共下水道事業に転換しなどは、市町村での取り扱いと同一です。

くわしくことは社会福祉事務所へお問い合わせください。

便利で有利な前納で

国民年金保険料

10月は第2期の国民年金保険料の納付月です。

9月分までの保険料は10月末日までに忘れずに納めましょう。また、10月・11月・12月の保険料の納付期限は来年の1月末日です。

しかし、納期ごとに納めるのがめんどうな方や農家のように収穫期にまとまった収入のあるかたがたのために保険料をまとめておさめる前納制度があります。

この前納制度を利用しますと、料金割り引きがあって、定期預金などの利息と同じ年5分5厘で割り引かれます。もしも、これから前納するとつぎのような額になります。

保険料のかけ忘れをふせぎ、あなたの年金受給権をまもるために、便利でおとくな「保険料の前納」をおすすめします。取り扱いは、市役所民生課の窓口です。

○一般保険料の額○

納付する月 ＼ 前納する期間	1年	2年	3年	全期間（50年3月まで）
46. 10	5,560円	11,060円	17,450円	20,230円
〃 11	5,650	11,760	17,540	19,870
〃 12	5,750	11,850	17,640	19,200
47. 1	5,850	11,950	17,740	19,140
〃 2	5,950	12,050	17,840	18,770
〃 3	6,040	12,150	17,940	18,400

○5年年金保険料の額○

納付する期間 ＼	1年	2年	3年	全期間
前納額	8,780円	17,110円	25,000円	39,570円

※一般加入者の保険料は47年6月までは月450円
47年7月分以降は月550円です。
5年年金加入者は月750円です。

諸外国の下水道普及率

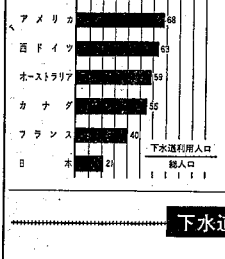

全国下水道促進デーとは

家庭の下水、工場の排水、雨水などを排除または科学的に処理して、水質公害のない快適な都市環境を約束する下水道の普及と、その十分な活用を促進する日で、毎年この日を九月十日と定め、推進されています。

下水道の施設と働き

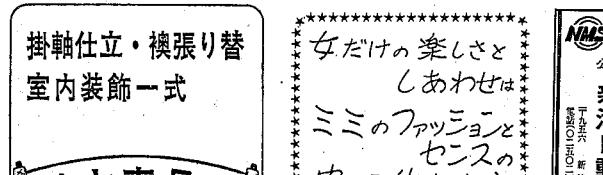

下水道は、家庭の下水、工場の排水、雨水を流出する管および、流出を助ける ポンプ場、下水を科学的に浄化処理する処理場の3つの施設からなりたっています。

下水道の〈心臓部〉ともいうべき処理場は、好気性細菌群が下水中の有機物（汚濁物質）を分解、消化し、きれいにする働きを科学的に応用した施設です。

きれいに処理された水は、消毒されたうえ川や海に放流されて、水質公害のない、快適な生活（都市）環境を造るのです。

市民各位

会長　阿部　勝

われ、その給付費もそれぞれが負担することになります。また、支給要件、支給額、手続きなどは、市町村での取り扱いと同一です。

くわしくは社会福祉事務所へお問い合わせください。

最近、当市内での中・高層建築が増加したため、ビル火災等に備えて市民の安全を守ろうと今春、市では、ハシゴ付き消防ポンプ自動車の購入を計画し、国などからの補助金も明るい見通しとのことですが、なお相当額の資金を必要とするので、近隣市町村の例にならい、このほど新津市消防施設整備促進協議会（事務局は市役所総務企画課内）を設立し、市に対し年度内実現を期してもらうため協力することになりました。

購入予定額（二十四メートル級ハシゴ付き消防ポンプ自動車一式）は三千二百万円と高額ですが、この資金の一部（自額約六百万円）達成のため、趣旨を十分ご理解くだされて、応分のご寄付ご協力を賜わりたくお願い申します。

新津市消防施設整備促進協議会
会長　阿部　勝

掛軸仕立て・襖張り替
室内装飾一式
鈴木表具店
新津市本町三丁目18番4号
電話(2)1986

女だけの楽しさとしあわせは
ミミのファッションとセンスの中から生れます
Mi Mi・つちだ
本町2 TEL 2-6857

NMS
公認
新津自動車学校
大型自動車科
普通自動車科
生徒募集
★教習は担任指導
★夜間部は学科先行
●入校随時受付
（通学にはマイクロバスをご利用ください。）
入学案内無料進呈
教科書無料進呈
夜昼間部
〒956-0011 新津市山谷町二丁目
電話0250(22)1111・2511・2513

でんぽうでんわコーナー

途中で休まず続けてダイヤルを

数新の交換機は、ダイヤルによって送られた数字を一旦覚えこんでからつなぎます。ダイヤル途中で5秒以上間をあけると交換機は覚えることができなくなってしまいます。

今年の電話帳をおくばりしましたが、まだ届いていない方は、2－1000番へご連絡ください。

新津電報電話局